

## 議案第61号

### 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「総合計画」を「基本計画」に改める。

第12条中「他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行う」を「分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進する」に改める。

第14条第2項中「議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて」を「前項のほか、議会は」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の一般会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第26条第1項中「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」を「1年ごとに」に、「議会運営委員会」を「第11条第1項の議会改革推進会議」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。